

保有個人情報の開示請求に係る手数料の取扱要領

(平成 17 年 4 月 1 日 通知(GA)第 3-31003 号)

(趣旨)

- 第 1 条 この取扱要領は、保有個人情報の開示等の手続きに関する実施細則（平成 17 年細則（総）第 12 号）第 4 条第 1 項に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）における、保有個人情報の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）等について、定めるものとする。
- 2 この取扱要領における用語の定義は、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。）に定める用語の定義と同様のものとする。

(手数料)

- 第 2 条 開示請求手数料の額は、保有個人情報が記録されている法人文書一件につき、300 円とする。
- 2 開示請求をする者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。
- (1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(送料)

- 第 3 条 開示決定に基づき、保有個人情報の開示を受ける者が保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求める場合において、第 2 条第 1 項に定めた手数料のほか当該送付に要する費用を開示請求者より徴収するものとする。

(手数料等の納付)

- 第 4 条 開示請求手数料は、次の各号に定める方法により納付を受けるものとする。
- (1) 現金による納付
- 個人情報相談窓口において開示請求を行う場合、当該実施を行う窓口に対し、現金により納付を受ける。
- (2) 銀行振込による納付
- 前号以外の場合、機構指定の銀行口座へ納付を受ける。
- 2 開示請求手数料は、開示請求書の提出までに支払いを受けるものとする。
- 3 既納の手数料は、過納である場合を除き、返還しないものとする。
- 4 法人文書の写しの送付を求める場合の当該送付に要する費用は、郵便切手による納付を認めるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。